

河長監第46号
令和8年6月29日

河内長野市長 西野 修平 様

河内長野市監査委員
村治 規行
奥井 良一
(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

第1 監査対象団体

公益社団法人河内長野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）

第2 監査対象期間

原則として令和6年度、必要に応じて令和7年度

第3 監査実施期間

令和7年10月14日（火）から令和8年3月25日（水）まで

第4 監査対象団体所管部局

まちインクルーシブ地域福祉高齢課

第5 監査項目及び手続き

センターについては監査対象団体の補助金に係る出納その他の事務について、財政的援助の決定は法令等に適合しているか、補助金の交付目的は明確か、補助金の額の算定、交付方法、時期は適正か、履行の確認は実績報告書によりされているか、補助金交付団体指揮監督への指導監督は適正

に行われているか等を確認し、監査を実施しました。

なお、事前調査の一部は、公友監査法人大阪事務所に委託し、実施しました。

第6 監査結果

センターの補助金に係る出納並びに出納に関連する事務については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり、検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

1. 河内長野市シルバー人材センター補助金要綱に係る補助金交付申請書の添付書類の記載誤り

河内長野市シルバー人材センター補助金要綱（以下「補助金要綱」という。）によれば、センターは、補助対象事業の収支予算等を添えて補助金交付申請書を市長に提出し、市長は当該申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することが求められていました。

補助金交付申請書に添付された「令和6年度補助対象経費の内訳」には、科目ごとに「予算額」、「うち補助対象経費」、「補助率」、「補助所要額」、「補助金交付額」が記載されていました。当該補助金に関する収支予算書等を確認したところ、「令和6年度補助対象経費の内訳」について、計算式の入力誤りや前年度金額からの更新漏れのため、次の表のとおり記載誤りが見受けられました。

(単位：円)

項目		誤	正	記載誤りの要因
施設維持管理費				
賃借料	補助金交付申請額	814,000	973,000	前年度金額からの更新漏れ
福祉・家事援助費				
印刷製本費	補助所要額 補助金交付申請額	220,000	132,000	計算式の入力間違い
諸謝金		155,000	93,000	
研修費		110,000	66,000	

補助金交付申請額の総額に影響はないとはいえ、センターにおいては補助金交付申請書の添付書類を正確に作成するとともに、所管課においても十分な審査を行う必要があります。

2. 子ども一時預かり事業における保全業務の履行確認の不備

子ども一時預かり事業において、センターは、配分金とは別に、にこにこルーム施設保全業務委託料として1時間あたり500円を従事した会員に支払っており、当該委託料は、補助対象経費に含まれていません。

しかし、当該委託料の履行確認に際して作成された業務完了報告書における発注者（センター）の履行確認日が全て記載されていませんでした。

業務完了報告書は、補助対象経費の支払の根拠となる書類であるため、漏れなく日付を記載する必要があります。